

輝くみらい NARITA 教育プラン

子どもの多様な個性 能力を伸ばし 未来をひらく力を育む

- 国際空港を擁する成田ならではの国際理解・英語教育の充実
- 成田の伝統・歴史文化を通じた教育の推進
- 地域との協働による開かれた学校づくりの推進
- 小中連携の推進

基本目標 1

社会を生き抜く力を育む

- 1 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり
 - ・個性・才能を伸ばす特色ある学校づくり
 - ・地域に開かれた学校づくり
- 2 学習指導の充実(基礎学力の習得・充実)
 - ・学習習慣の定着/少人数指導
- 3 子どもの健康・体力づくりの推進
 - ・児童生徒の健康保持・推進/スポーツの振興
- 4 幼児教育の充実
 - ・幼保小連携の促進/子育ての相談体制

基本目標 2

伝統・文化の理解と国際性を育む

- 1 郷土と伝統・文化についての教育の推進
 - ・地域の歴史・伝統・文化に対する意識高揚/郷土の伝統文化の継承・発展
- 2 国際性を育む教育の推進
 - ・英語によるコミュニケーション能力の向上/国際理解教育の推進



基本目標 3

豊かな心・道徳性・規範意識を育む

- 1 心の教育・道徳教育の充実
 - ・人間関係の形成やマナー・ルールなど社会規範の指導の充実/豊かな人間関係づくりプログラムの実施
- 2 感性を育む教育の充実
 - ・図書室機能の活用による調べ学習などの主体的な学習活動の展開/交流や体験活動の活発化による青少年の健全育成



基本目標 4

よりよい学校教育環境づくりを進める

- 1 教職員の資質向上
 - ・教職員研修の充実
- 2 教職員の負担軽減に向けた取組の推進
 - ・教育センターによる教職員の学習・生徒指導支援
- 3 教育環境の整備・改善
 - ・中学校区ごとの小中連携の推進
- 4 学校安全対策の推進
 - ・通学時の児童生徒の安全確保/防災機能の強化
- 5 学校施設の整備・活用
 - ・計画的な整備・バリアフリー化の推進・地域施設としての活用

基本目標 5

様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する

- 1 学びのセーフティネットの構築
 - ・就学が困難な児童生徒・保護者への支援
- 2 特別な支援を要する児童生徒に対する教育の充実
 - ・心身に障害がある児童生徒に対する適切な就学支援・インクルーシブ教育システムへの理解
- 3 いじめ・不登校などへの対応の充実
 - ・教育相談体制の充実・関係機関との連携強化

基本目標 6

社会の変化に対応した教育を推進する

- 1 情報教育の充実
 - ・ICT 機器を活用した効果的な教育の推進
- 2 キャリア教育の充実
 - ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進
- 3 人権教育の推進
 - ・かけがえのない自分や他者の心や命を尊重する教育の徹底/人権感覚の高揚
- 4 学校・家庭・地域の連携による取組の推進
 - ・家庭教育力の向上/地域人材との協働による放課後・土曜日等の教育活動の推進

学校教育の方針と重点—成田市教育委員会—

特色ある教育課程の編成と実施 **基本目標 1—1**

- (1) 今日の教育問題と各学校の教育課題を踏まえ、学校の教育目標と教育方針を確立する。
- (2) 地域・学校・児童生徒の実態等を踏まえ、目指すべき学校教育を地域社会と共有し、社会に開かれた教育課程の編成・実施及び評価、改善に努める。
- (3) 家庭や地域、社会教育団体・施設等の実態に即し、組織的且つ計画的に向上できるよう、カリキュラムマネジメントの充実に努める。
- (4) 家庭や地域社会等との連携を図り、創意工夫を生かし、特色ある学校づくりの推進に努める。
- (5) GIGAスクール構想による一人一台端末の実現により、学力向上のみならず、学校教育全体の中でタブレット端末の効果的な活用に努める。

GIGAスクール構想の実現 **基本目標 6—1**

- (1) 多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現できるよう努める。
- (2) タブレット端末の効果的な活用を通して、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成できるよう努める。
- (3) 予測困難な社会において主体的に問題発見・解決ができるよう、情報活用能力の育成に努める。
- (4) デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童生徒・教職員の情報セキュリティに関する意識向上を図る。

学習指導の充実 **基本目標 1—2**

- (1) 「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」及び「主体的に学習に取り組む態度」を調和的に育むことができるよう指導内容の精選・重点化を図り、効果的な指導計画及び評価計画を作成し、その実施に努める。
- (2) 目標に準拠した評価を一層重視し、指導方法の工夫改善及び指導と評価の一体化を図るとともに評価方法の工夫改善に努める。
- (3) 一人一台貸与されるタブレット端末をはじめとする様々なICT機器を効果的に活用したり、体験活動を積極的に取り入れたりするなどして、主体的・対話的で深い学びの実現に努める。
- (4) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と望ましい学習習慣の確立を図るとともに、「全国学力・学習状況調査」及び「成田市学力調査」の結果を活用して、学力状況を把握・分析し、学力向上に努める。
- (5) 学校図書館の整備を進め、計画的な活用を通して、児童生徒の読書活動を推進するとともに、調べ学習など主体的な学習の支援に努める。

教職員の資質・能力の向上 **基本目標 4—1**

- (1) 教職員の経験や職務内容、社会の変化や様々な教育課程、新学習指導要領に対応した研修を実施し、資質能力の向上を図る。
- (2) 教職員自らの課題解決に向けた、主体的な研修・調査研究の支援に努める。
- (3) 指導主事ならびに教科指導員（図画工作・美術・音楽）を各学校に派遣し、授業研究を通じた指導法の工夫改善を図る。※派遣回数については原則として各校年3回程度。
- (4) 指導主事及びICT支援員を各学校に派遣し、タブレット端末を効果的に活用した授業スキルの向上とICTを効果的に校務に取り入れることにより、よりよい働き方の実現に努める。

生徒指導の充実 **基本目標 6**

- (1) 生徒指導の方針や重点目標を明確にし、全職員による指導体制を確立する。
- (2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の充実に努める。
- (3) 様々な問題に組織的に対応できる生徒指導体制を確立し、いじめ・長欠・不登校及び児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・解決に努める。
- (4) カウンセリングマインドや特別支援教育の視点をもち、SOSの出し方教育と教育相談活動を重視し、心身の発達の状況を踏まえた児童生徒理解を深め、SOSを確実にキャッチし、適切な支援・指導に努める。
- (5) 家庭、地域社会、関係機関・団体及び学校相互の連携を一層強化し、児童生徒の健全育成を推進する。（郵便局との包括協定による連携）
- (6) 組織的・計画的に校内研修を進め、人権意識を高め、規範意識を醸成し、いじめや暴力を見逃さない学校づくりに努める。

部活動の地域展開 **基本目標 6—4**

- (1) 令和7年9月小中体連主催の新人戦終了後、第3期モデル事業「4拠点方式地域クラブ」を展開。学校部活動をクラブ化した「ステップ型地域クラブ」の稼働に向けた検証を行う。ステップ型地域クラブに移行しない種目は、原則部活動として活動。
- (2) 令和8年4月より、運動系部活動すべてを受益者負担による地域クラブとして稼働開始予定とする。

キャリア教育の充実 **基本目標6－2**

- (1) 全ての教育活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じた生き方指導としてのキャリア教育の充実を図る。
- (2) 様々な教育活動をキャリア発達の視点で有機的に関連付け、教育課程に適切に位置づける。

道徳教育の充実 **基本目標3－1**

- (1) 学校における道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、全体計画及び年間指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- (2) 道徳教育推進教師を中心として、道徳教育の指導体制の充実を図り、全職員が協力して意図的、計画的に推進し、児童生徒の豊かな心の育成に努める。
- (3) 一人一人の児童生徒が自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める「特別の教科 道徳」の学習を展開する。
- (4) 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係の確立に努める。
- (5) 「特別の教科 道徳」の授業の公開や地域教材の開発・活用など、家庭の参加や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

学校体育の充実 **基本目標1－3**

- (1) 児童生徒が安全に留意し主体的に運動する授業の実践と、運動に親しむ態度や能力の育成を図る。
- (2) 児童生徒が積極的に参加する体育的活動を充実し、体力の向上及び健康の保持増進に努める。

安全教育・学校保健の充実 **基本目標4－4**

- (1) 心身の発達に応じた安全教育を推進し、児童生徒の安全意識を高める。
- (2) 地域や保護者との連携を図り、安全教育の充実と安全管理の徹底に努める。
- (3) 保健教育を計画的・組織的・継続的に推進し、心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒の育成に努める。
- (4) 健康診断及び健康相談を計画的に行い、治療の勧告及び予防等健康管理の徹底を図る。

人権教育の推進 **基本目標6－3**

- (1) 人権教育の推進を図るため、全体計画・年間指導計画を作成する。
- (2) 教育活動全体を通して、かけがえのない自分や他者の心や命を尊重する教育の徹底に努める。
- (3) 権利と義務、自由と責任について意識を深め、公共心のある自立した個人を育てる教育を推進する。
- (4) いじめをはじめとした多様な課題に対応する相談・支援機能の充実を図るとともに、互いに認め合い、ともに向上することができる学校づくりを推進する。
- (5) 保護者・地域・関係機関等と連携を図るとともに、人権教育の取組に関する情報を積極的に提供する。

特別支援教育の推進 **基本目標5**

- (1) 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高めるための指導・支援を充実する。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内教育支援委員会の機能の活性化を図り、組織的・継続的かつ計画的な支援体制を整える。
- (3) 成田市心身障害児教育支援委員会との連携を図り、就学相談の充実に努める。
- (4) インクルーシブ教育システムの構築に向け、児童生徒の発達段階や地域の実態に即した指導計画のもと、交流及び共同学習の一層の推進を図る。
- (5) 障がい理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務に対して適切な対応に努める。
- (6) タブレット端末等のICT機器を効果的に活用することにより、一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図る。

英語科教育の充実 **基本目標2－2**

- (1) 異文化理解などの国際性やコミュニケーション能力の基礎を身に付けた児童生徒を育成するために、英語科授業の一層の充実を図る。
- (2) 全小中学校を教育課程特例校として、本市独自の教育課程を編成・実施する。
- (3) 義務教育学校において、本市独自の教育課程を編成・実施する。

食育の充実 **基本目標1－3**

- (1) 食に関する正しい知識・情報に基づき、食の体験を通して食や成田産の食材に対する興味・関心を高められるよう努める。
- (2) 児童・生徒の生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実を図る。
- (3) 食事のマナーや重要性を理解し、望ましい食習慣が身に付けられるよう努める。
- (4) 学校や地域の実態に応じた食に関する指導を推進する。
- (5) 食育推進の研究指定校の実践を通し、より一層の食に関する指導の充実を図る。

◆成田市教育センター◆

教育センターは、『①教育関係職員の研修に関すること②校内授業の支援に関すること③特別支援教育、就学相談に関すること④教育資料及び教材の収集、作成及び活用に関すること⑤教育相談に関すること⑥その他教育の充実と振興を図るために必要な事項に関すること』を主な業務として、所長(教育支援センター兼務)、指導主事、指導員、学校適応専門指導員、特別支援教育巡回指導員、巡回看護師、臨床心理士を配置し、学校の教育活動を支援します。

【関連事業等】

- ・小学校社会科副読本の整備
- ・臨床心理士の配置
- ・特別支援教育巡回指導員の派遣
- ・巡回看護師の派遣
- ・教職員研修図書の整備と貸し出し
- ・教育関係情報の収集と提供

住 所	成田市花崎町143-6
電 話	20-2922
FAX	20-1766
E-mail	kyocenter@city.narita.chiba.jp



◆成田市教育支援センター◆

教育支援センター「成田市ふれあいるむ21」は、所長(教育センター兼務)、指導主事1名を専任として配置します。

学校不適応等で登校できないでいる児童生徒に対して、指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー(SSW)、訪問型支援員を含めた専門家がさまざまな角度から児童生徒理解に努め、適切な指導のもとに社会的自立をめざします。

【関連事業等】

- ・教育支援センター運営事業
- ・問題を抱える子ども等の自立支援事業
- ・思春期の児童生徒の悩みに対する支援事業

住 所	成田市花崎町143-6
電 話	20-1414
FAX	20-2636
E-mail	shicenter@city.narita.chiba.jp



成田市学校教育振興基本計画 輝くみらいNARITA 教育プラン 学校教育の方針と重点【リーフレット版】

発 行 成田市教育委員会
編 集 教育部 教育指導課
〒286-8585 成田市花崎町760番地
電話 0476(20)1582
発 行 日 令和7年4月

